

日高海区漁場計画（第8次共同漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(1)	日海共第1号	幌泉郡えりも町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 すじめ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あさり漁業 えぞほかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほつまがい漁業 うに漁業 えむし漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	えりも町 字庶野及 び字目黒	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(2)	日海共第2号	幌泉郡えりも町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業 かいか・ぞい刺し網漁業 ししやも・ちか・きゅうりうお刺し 網漁業 はたはた刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	えりも町 字庶野及 び字目黒	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(3)	日海共第3号	幌泉郡えりも町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 すじめ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あさり漁業 いがい漁業 えぞほかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ひさらがい漁業 ほつまがい漁業 うに漁業 えむし漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	えりも町 (字庶野 及び字目 黒を除く。)	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(4)	日海共第4号	幌泉郡えりも町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業 かいか・ぞい刺し網漁業 ししやも・ちか・きゅうりうお刺し 網漁業 はたはた刺し網漁業 ちか・きゅうりうお・さば 小型定置網漁業 はたはた小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 11月15日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	えりも町 (字庶野 及び字目 黒を除く。)	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
				第三種共同漁業	ちか・きゅうりうお・さば・いわし 地びき網漁業	1月1日から12月31日まで					
(5)	日海共第5号	様似郡様似町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 こんぶ漁業 すじめ漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あさり漁業 いがい漁業 えぞほかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほつまがい漁業 うに漁業 えむし漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	様似町 (ピライ ト川橋に 設置した 標識以東 の区域に 限る。)	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)

日高海区漁場計画（第8次共同漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(6)	日海共第6号	様似郡様似町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	様似町 (ピライ ト川橋に 設置した 標識以東 の区域に 限る。)	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
					かじか・ぞい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
					ししゃも・ちか・きゅうりうお刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
					はたはた刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
					ちか・きゅうりうお・さば	5月1日から8月31日まで					
					小型定置網漁業	11月15日から12月31日まで					
					はたはた小型定置網漁業	11月15日から12月31日まで					
				第三種共同漁業	ちか・きゅうりうお・さば・いわし	1月1日から12月31日まで					
					地びき網漁業						
(7)	日海共第7号	様似郡様似町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	様似町 (ピライ ト川橋に 設置した 標識以西 の区域に 限る。)	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					まつり漁業						
					あさり漁業						
					あわび漁業						
					いがい漁業						
					えぞはかがい漁業						
					さらがい漁業						
					つぶ漁業						
					ほっさがい漁業						
					うに漁業						
					えむし漁業						
					なまこ漁業						
(8)	日海共第8号	様似郡様似町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	様似町 (ピライ ト川橋に 設置した 標識以西 の区域に 限る。)	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
					かじか・ぞい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
					ししゃも・ちか・きゅうりうお刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
					はたはた刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
					ちか・きゅうりうお・さば	5月1日から8月31日まで及び					
					小型定置網漁業	11月15日から12月31日まで					
					はたはた小型定置網漁業	11月15日から12月31日まで					
				第三種共同漁業	ちか・きゅうりうお・さば・いわし	1月1日から12月31日まで					
					地びき網漁業						
(9)	日海共第9号	浦河郡浦河町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	浦河町 (宇東栄 及び荻伏 町を除く。)	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
					のり漁業						
					ふのり漁業						
					まつり漁業						
					あさり漁業						
					あわび漁業						
					いがい漁業						
					えぞはかがい漁業						
					さらがい漁業						
					つぶ漁業						
					ほっさがい漁業						
					うに漁業						
					えむし漁業						
					なまこ漁業						

日高海区漁場計画（第8次共同漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(10)	日海共第10号	浦河郡浦河町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	浦河町 (字東栄 及び荻伏 町を除く。)	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
				第二種共同漁業	かじか・そい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
(11)	日海共第11号	浦河郡浦河町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	浦河町字 東栄及び 荻伏町	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
				第一種共同漁業	かじか・そい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
(12)	日海共第12号	浦河郡浦河町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	浦河町字 東栄及び 荻伏町	(1) 漁業権行使規則には、第二種共同漁業の漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
				第二種共同漁業	かじか・そい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
(13)	日海共第13号	日高郡新ひだか町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	新ひだか 町三石	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
				第一種共同漁業	かじか・そい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					
(14)	日海共第14号	日高郡新ひだか町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	新ひだか 町三石	(1) 漁業権行使規則には、業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
				第二種共同漁業	かじか・そい刺し網漁業	1月1日から12月31日まで					

日高海区漁場計画（第8次共同漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(15)	日海共第15号	日高郡新ひだか町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 ぎんなん漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あさり漁業 えぞはかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほっさかい漁業 うに漁業 えむし漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	新ひだか町（三石を除く。）	なし	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
(16)	日海共第16号	日高郡新ひだか町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業 かじか・そい刺し網漁業 ししやも・ちか・きゅうりうお刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ちか・きゅうりうお・さば 小型定置網漁業 はたはた小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで及び 11月15日から12月31日まで 11月15日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	新ひだか町（三石を除く。）	(1) 漁業権行使規則には、業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
(17)	日海共第17号	新冠郡新冠町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 ぎんなん漁業 のり漁業 ふのり漁業 まつも漁業 あさり漁業 いがい漁業 えぞはかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほっさかい漁業 うに漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	新冠町	なし	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
(18)	日海共第18号	新冠郡新冠町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業 かじか・そい刺し網漁業 ししやも・ちか・きゅうりうお刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ちか・きゅうりうお・さば 小型定置網漁業 はたはた小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 11月15日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	新冠町	(1) 漁業権行使規則には、業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
(19)	日海共第19号	沙流郡日高町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ぎんなんそう漁業 ぎんなん漁業 あさり漁業 えぞはかがい漁業 さらがい漁業 つぶ漁業 ほっさかい漁業 うに漁業 なまこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	日高町	なし	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）
(20)	日海共第20号	沙流郡日高町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	あいなめ・ながずか刺し網漁業 かじか・そい刺し網漁業 ししやも・ちか・きゅうりうお刺し網漁業 はたはた刺し網漁業 ちか・きゅうりうお・さば 小型定置網漁業 はたはた小型定置網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 5月1日から8月31日まで 11月15日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	日高町	(1) 漁業権行使規則には、業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数又は統数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり （漁業権番号、漁業の名称、条件）

日高海区漁場計画（第8次共同漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(21)	日海共第21号	幌泉郡えりも町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	えりも町 字庶野及 び字目黒	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(22)	日海共第22号	幌泉郡えりも町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ・さば刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月21日から12月31日まで 9月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	えりも町 字庶野及 び字目黒	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(23)	日海共第23号	幌泉郡えりも町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	えりも町 (字庶野 及び字目 黒を除く。)	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(24)	日海共第24号	幌泉郡えりも町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ・さば刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 10月21日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	えりも町 (字庶野 及び字目 黒を除く。)	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(25)	日海共第25号	様似郡様似町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	様似町 (ピライ ト川橋に 設置した 標識以東 の区域に 限る。)	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(26)	日海共第26号	様似郡様似町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 にしん刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 10月21日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	様似町 (ピライ ト川橋に 設置した 標識以東 の区域に 限る。)	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(27)	日海共第27号	様似郡様似町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	様似町 (ピライ ト川橋に 設置した 標識以西 の区域に 限る。)	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)

日高海区漁場計画（第8次共同漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(28)	日海共第28号	様似郡様似町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ・さば刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 10月21日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	様似町 (ピライ ト川橋に 設置した 標識以西 の区域に 限る。)	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(29)	日海共第29号	浦河郡浦河町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	浦河町 (字東栄 及び荻伏 町を除く。)	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(30)	日海共第30号	浦河郡浦河町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 にしん刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 10月21日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	浦河町 (字東栄 及び荻伏 町を除く。)	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(31)	日海共第31号	浦河郡浦河町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	浦河町字 東栄及び 荻伏町	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(32)	日海共第32号	浦河郡浦河町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 にしん刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 10月21日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	浦河町字 東栄及び 荻伏町	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(33)	日海共第33号	日高郡新ひだか町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	新ひだか 町三石	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(34)	日海共第34号	日高郡新ひだか町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 にしん刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 10月21日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	新ひだか 町三石	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(35)	日海共第35号	日高郡新ひだか町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	ほたてがい漁業 たこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	新ひだか 町(三石 を除く。)	なし	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)
(36)	日海共第36号	日高郡新ひだか町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 にしん刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 10月21日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	新ひだか 町(三石 を除く。)	(1) 漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロサケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2) 漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番 号、漁業の 名称、条件)

日高海区漁場計画（第8次共同漁業権）

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(37)	日海共第37号	新冠郡新冠町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	はたてがい漁業 たこ漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	新冠町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(38)	日海共第38号	新冠郡新冠町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 にしん刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月21日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	新冠町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロスケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数が及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(39)	日海共第39号	沙流郡日高町地先	別紙のとおり	第一種共同漁業	たこ漁業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	日高町	なし	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(40)	日海共第40号	沙流郡日高町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 さめ刺し網漁業 にしん刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月21日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	日高町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロスケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数が及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)
(41)	日海共第42号	幌泉郡えりも町、襟似郡襟似町、浦河郡浦河町、日高郡新ひだか町、新冠郡新冠町及び沙流郡日高町地先	別紙のとおり	第二種共同漁業	かすべ刺し網漁業 かれい刺し網漁業 きらじ刺し網漁業 さめ刺し網漁業 たら刺し網漁業 にしん刺し網漁業 ほっけ・さば刺し網漁業	1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで 10月21日から12月31日まで 9月1日から翌年3月31日まで 1月1日から12月31日まで 1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	—	えりも町、襟似町、浦河町、新ひだか町、新冠町及び日高町	(1)漁業権行使規則には、漁業の方法について次の制限を規定しなければならない。 ア 9月1日から11月30日までの間シロスケが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 イ ケガニが採捕された場合には、速やかに海中に戻さなければならない。 (2)漁業権行使規則には、漁業ごとに行使の数が及び隻数並びに使用する漁船の総トン数の最高限度を規定しなければならない。	左記のとおり (漁業権番号、漁業の名称、条件)

2 保全沿岸漁場に関する事項

なし